

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 事故等番号      | 2009神第183号  |  |
| 事故等種類      | 乗揚  |  |
| 発生日時       | 平成21年3月30日 14時40分ごろ   |  |
| 発生場所       | 兵庫県高砂港  |  |
| 事故等調査の経過   | 平成21年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。                             |  |
| 事実情報       | <p>船種船名、総トン数 貨物船 第八祐徳丸<sup>ゆうとく</sup>、199トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134845、株式会社新光海運</p>      |  |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、五級海技士（航海）  |  |
| 死傷者等       | なし  |  |
| 損傷         | 推進器翼が欠損、船底に擦過傷  |  |
| 事故等の経過     | 本船は、船長ほか3人が乗り組んで鉄粉約466トンを積載し、船首約2.4m、船尾約3.6mの喫水で高砂港において離岸作業中、平成21年3月30日14時40分ごろ、船底接触した。 |  |
| 気象・海象      | <p>気象：平穏</p> <p>海象：平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>  |  |
| 分析         | 乗組員等の関与   | あり   |
|            | 船体・機関等の関与   | なし   |
|            | 気象・海象の関与  | なし   |
|            | 判明した事項の解析   | 本船は、離岸作業中に岸壁付近の水深に対する確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。 |
| 原因         | 本事故は、本船が高砂港において離岸作業中、岸壁付近の水深に対する確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。           |  |